

3番 真 貝 政 昭 君
5番 寶 福 勝 哉 君
7番 山 口 明 生 君
9番 工 藤 澄 男 君

4番 岩 間 修 身 君
6番 池 田 範 彦 君
8番 高 野 俊 和 君

○欠席議員（1名）

1番 木 村 輔 宏 君

○出席説明員

町	長	本 間 順 司 君
副 町	長	田 口 博 久 君
教 育	長	成 田 昭 彦 君
総務課 長	藤 田 克 禎 君	
企画課 長	細 川 正 善 君	
財政課 長	三 浦 史 洋 君	
民生課 長	五 十 嵐 満 美 君	
保健福祉課 長	佐 藤 昌 紀 君	
産業課 長	宮 田 誠 市 君	
建設水道課 長	高 野 龍 治 君	
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君	
教育次 長	和 泉 康 子 君	
産業課長補 佐	井 本 将 義 君	
企画調整 係	人 見 完 至 君	

○出席事務局職員

事務局 長	本 間 克 昭 君
議事係兼総務係	福 嶋 祐 太 君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。
ただいま議員9名の出席でございます。
1番、木村議員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。
説明員は、町長以下14名の出席でございます。
以上です。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 報告第1号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、報告第1号 議会広報検討特別委員会調査報告書を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○**議会広報検討特別委員長（堀 清君）** おはようございます。議会広報検討特別委員会調査報告書について報告いたします。

報告第1号 議会広報検討特別委員会調査報告書。

1ページをめくってください。3月1日付で議長に報告書を提出しております。朗読して報告にかえさせていただきます。

本特別委員会における調査事件について、調査を終えたので、古平町議会会議規則第7条の規定により報告いたします。

第1に、広報の発行について、議会活動を町民にわかりやすく周知するため、年4回程度、議会広報を編集し、定例会の翌々月末に町内に配布すべきとの結論に達しました。

2つ目といたしまして、編集方法ですけれども、議会活動が年間を通じて多岐にわたることや常に町民にわかりやすい広報にすべく検討が必要なことから、委員の定数を4名とし、広報編集常任委員会を設置すべきとの結論に達しました。

以上で報告を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○**議長（逢見輝統君）** 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** ないようですので、質疑を終わります。

本件については、古平町議会会議規則第76条の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

お諮りします。ただいまの委員長報告をもって議会広報検討特別委員会の調査を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報検討特別委員会は調査を終了することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第2、議案第7号 平成28年度古平町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) 議案集の1ページでございます。議案第7号 平成28年度古平町一般会計補正予算(第5号)について提案理由のご説明をいたします。

件数としましては、歳出項目で増減が67件、また目の財源更正が必要になる部分が8件ございます。歳入につきましては増減項目31件ということで、盛りだくさんになってございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,755万1,000円を追加し、総額を41億7,486万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ、3ページにございます。

また、繰越明許費を設定したいと思っております、これにつきましては4ページにございます第2表、繰越明許費補正で追加してございます。

債務負担行為につきましては、第3表、4ページにございますが、そちらでお示ししております。地方債の変更については、5ページにございます第4表で増減等を載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。12ページ、13ページです。2款1項1目一般管理費、既定の予算に62万5,000円を追加して、1,351万1,000円とするものでございます。右側ごらんください。郵便料、または郵便局での窓口の納付手数料、1月までの実績を踏まえて増加してございますので、3月末までの年間所要額を計上して増額するものでございます。

続いて、3目財産管理費、既定の予算から23万5,000円を減額して、875万円とするものでございます。委託料で公共施設等の総合管理計画の策定をしてございます。入札減でこの金額を落とします。

5目財産管理費、既定の予算に1,585万3,000円を追加して、4,773万7,000円とするものでございます。電話料、1月までの実績からの年間所要額ということで9万5,000円増です。委託料では町有建物の委託料が不足してございますので、50万円追加させていただきたいと思っております。ちなみに、27年度の実績額は404万円でございます。下の17節公有財産購入費を新しく設けさせてもらいたいと思っております。旧北海信用金庫の古平支店土地建物購入費526万2,000円でございます。建物につきましてはRCづくりの2階建て1棟、床面積361.29平方メートル、土地につきましては1筆、地積697.38平方メートルでございます。この部分で、500万円ちょうど、そして固定資産税、都市計画税に見合う相当額につきまして、引き渡しを受けるときを基準にしまして日割りで計算した金額が万2,000円ほどでございます。

続いて、企画費、既定の予算に20万4,000円を追加して、7,759万9,000円とするものでございます。旅費、地域おこし協力隊の面接なさる方々ということで、3人、5万円ということで計上させてい

いただきます。続いて、19 節、沖町のテレビ共同受信施設の改修費の補助金です。5 万 4,000 円です。これにつきましては、受信点、沖と豊浜の間に受信する部分がございます。そこで改修工事が必要になったということで、その部分、沖町の共聴組合が負担するべき 54 万 000 円を町が難視聴対策ということで支出するものでございます。

続いて、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、既定の予算から 6 万 000 円を減額して、1,043 万 3,000 円とするものでございます。通知カード、個人番号カードの新規発行処理の委託料、実績を踏まえまして減額するものでございます。6 万,000 円を減額して、75 万 9,000 円とすると。75 万 9,000 円のうち、本年度執行した部分、そして来年に繰り越す部分というのがございます。75 万 9,000 円のうち、執行した部分が 49 万 3,000 円です。残る 26 万 6,000 円を翌年度に繰り越したいというもので、これにつきましては 26 万 6,000 円、総務省からの指示がございまして、この部分を翌年度に繰り越さないということで通知が来てございます。4 ページ開いていただけますか。4 ページの 2 表の一番上、個人番号カード新規発行業務で繰り越す部分 26 万 6,000 円ということで、ここで翌年度に繰り越すというものにしたいと思っております。

では、戻りまして、12 ページ、13 ページです。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、既定の予算から 2,272 万 1,000 円を減額して、7,277 万 7,000 円とするものでございます。社協への助成金、法人の実質の赤字分でございますが、この部分で 4 万円増、内容としましては職員の配置変更に伴う人件費の増でございます。28 節、国保会計への繰出金の増減でございます。1 行目、2 行目は、基盤安定対策費の負担金の関係、交付決定が来てございますので、それに見合うような補正です。3 番目の財政安定化支援につきましては、交付税措置額に合わせた減額でございます。4 点目の共通経費につきましては広域連合のほうで補正をしてございます。補正予算に対応したようにここでも減額いたします。最後に財政支援繰出金の部分、この部分が全額落とすということで消しております。

ページめくって、14 ページ、15 ページです。地域福祉センター費、既定の予算から 85 万円を減額して、1,425 万 6,000 円とするものです。備品購入費で温冷配膳車の購入費、執行が終わっておりますので、執行残でございます。

3 目元気プラザ管理費につきましては、財源更正でございます。スプリンクラーの起債をつけるということで、地方債をふやして一般財源を減らしております。

7 目高齢者医療費、既定の予算から 91 万 9,000 円を減額して、1 億 268 万 6,000 円とするものです。繰出金で高齢者医療の関係でございますが、広域連合への共通経費、また保険基盤安定繰出金、北海道の後期高齢者医療広域連合からの通知によりまして、その金額に合わせる減額でございます。

続いて、8 目介護保険費、既定の予算から 50 万 6,000 円を減額しまして、270 万 4,000 円とするものです。社会福祉法人等の利用負担軽減負担金、これにつきましては対象人数や実績が予想を大幅に下回ったということで大きな金額減額してございます。

10 目介護予防生活支援対策費につきましては、財源更正でございます。

12 目障がい福祉費、既定の予算から 70 万円を減額しまして、4 億 305 万 6,000 円とするものでございます。日常生活用具の扶助費 20 万円増、前年は 18 人の利用でございましたが、28 年度は 20 人ということで 2 人ふえてございます。障がい児通所給付費扶助費につきましては、利用延べ日数

の減などによりまして、実績を踏まえて190万円減ずるものでございます。

続いて、2項2目幼児センター費、これにつきましては財源更正でございます。

4目子ども・子育て支援事業費、既定の予算から293万2,000円を減じて、370万8,000円とするものでございます。第3子以降の出産応援助成金でございますが、見込みと実績の違い15万円減でございます。次の紙おむつ相当分につきましては、実績人数が予想を下回っておりますので、その減額でございます。保険料の軽減相当分につきましては、保育料の条例改正してございますので、不用になったということで全部落とします。

続いて、4款1項2目保健事業費、こちらにつきましても財源更正でございます。

5目医療対策費、既定の予算から48万5,000円を減額しまして、1億,073万4,000円とするものでございます。委託料で医師住宅の建設の実施設計、執行残でございます15節、診療所の看板の改修工事、これにつきましても執行残でございます。18節につきましては、入札による減額でございます。

16ページ、17ページです。6款1項1目農業委員会費、これにつきましては財源更正でございます。

2項2目林道管理費、既定の予算から19万2,000円を減じて、342万4,000円とするものです。チョコペタン線の工事、入札減で19万2,000円落とします。

3目森林総合整備事業費、既定の予算から2万8,000円を減じて、614万4,000円とするものでございます。環境保全整備の委託料、入札減で12万8,000円落とします。

3項2目水産業振興費、既定の予算から94万3,000円を追加しまして、1,246万4,000円とするものです。負担金で冷凍冷蔵施設の圧縮機の分解整備事業補助金で新しく計上させていただいております。旧加工協の冷蔵庫です。こちらは冷凍機が4台ございます。そのうち2台がオーバーホールが必要になっております。全体経費がオーバーホールの2台の経費283万円ほどということで、その3分の1につきまして町が補助金、今回限りで補助金を出すということで考えてございます。

続いて、4項1目漁港管理費、既定の予算から66万9,000円を追加して、848万3,000円とするものです。漁港の除雪の経費でございます。これにつきましては、予定金額の60%を町が補助金として出そうということでこれまでできております。270万円毎年組んでございました。1年は220万円組んだときもございますが、大体270万円。漁協さんからの要望等、また除雪箇所がふえていると、昔よりはふえているということで除雪経費の3分の2を町が負担するという考えでやっていきたいと思っております。今回からでございます。ただし、それについては、実績額が下がった場合はそれに基づいて3分の2、精算するというように考えてございます。

7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算から39万1,000円を追加して、3億6,258万6,000円とするものでございます。ふるさと寄附金がふえてございます。寄附件数の増によりまして、以下の項目増額するものでございます。消耗品費、印刷製本費、消耗品はコピー用紙、また印刷製本は封筒などもふやすということです。郵便料も当然ふえています。贈呈品の委託料は、288万2,000円増額するということです。ヤフーに支払う利用料もふえてございます。

続いて、8款2項1目道路維持費、既定の予算から63万8,000円を減額しまして、3,719万1,000

円とするものでございます。橋りょう点検事業につきまして負担する金額で、通知がございまして、880万2,000円ということの通知がございましたので、減額するものです。

18 ページ、19 ページです。2 目道路除雪費につきましては、財源更正です。

続いて、3 目道路・橋りょう改良費、既定の予算から3,612万4,000円を減額して、2億457万6,000円とするものです。委託料で橋梁の長寿命化の実施設計、入札減で落とします。工事請負費、1 点目、長寿命化の修繕工事ですが、こちらにつきましては不足、足りない部分を増額させてもらいたいと思っています。123万2,000円の増です。高校通線の改良につきましては、入札減でこの金額を落とします。高校通線です。続けます。減額いたしまして、補正後1億860万円の工事費でございます。これにつきましては、この工事のうち繰越明許をお願いしたい部分がございます。その部分は、まず4 ページをお開きください。4 ページの土木費、高校通線の改良事業200万円を繰り越したいということで、先ほどの内書きとしてその1,200万円、階段工の部分が年度中にできないということで、繰り越していきたいと考えてございます。

ページ戻って、18 ページ、19 ページです。22 節、高校通の支障物件の移転補償金でございます。配水管の移設工事を簡水会計のほうに支出するものでございますが、事業終わってございますので、その部分の減額でございます。

続いて、3 項 2 目河川維持費、既定の予算から60万円を減じて、263万円とするものでございます。沢江の水路の護岸工事、予定の工事箇所の地権者との交渉が不調に終わっておりますので、延期したいと考えての皆減でございます。

5 項 1 目住宅管理費につきましては、財源更正です。

2 目住宅建設改良費、既定の予算から47万円を減額して、1億3,487万2,000円とするものでございます。確認申請関係の手数料が不足している部分、1万5,000円増額です。委託料、清川団地、その下の工事監理が入札減でございます。3 点目の栄団地の耐力度調査の部分については、新しく設けてございます。続いて、工事請負費、栄団地の住戸改善の部分、屋根の補修と内窓でございますが、入札減で減らすものでございます。清川団地の建てかえにつきましても入札減でございます。

続いて、3 目住宅推進費につきましては、財源更正でございます。

9 款 1 項 2 目災害対策費、既定の予算から31万2,000円を減じて、740万8,000円とするものでございます。防災ハンドブックを全体落としております。これにつきましては、津波浸水予想図、ことしの2月に道のほうから公表されてございますが、最初は8年に公表されるであろうということで8年度予算ということで組んでございました。公表がおくれたことに伴いまして、町のほうも新年度予算のほうに盛り込みまして実施したいと考えております。

続いて、10 款 1 項 2 目事務局費、既定の予算から67万7,000円を減じて、1,230万4,000円とするものでございます。高校の生徒への遠距離通学費の補助金でございますが、決算見込みを出しましてその減額でございます。

2 項 2 目小学校の教育振興費ですが、既定の予算から60万円を減じて、1,004万9,000円とするものでございます。特別支援の支援員の賃金ですが、見込みを建てましての減額でございます。

20 ページ、21 ページでございます。3 項 1 目中学校の学校管理費でございますが、既定の予算に

8,183万8,000円を追加して、9,918万3,000円とするものでございます。これにつきましては、中学校の校舎の外壁でございます。国の補正予算に対応して今回盛り込むと、そして繰越明許費を設定しまして実施していくというものでございます。需用費、消耗品、補助対象ということ2で万7,000円盛り込みます。燃料費は繰り越しではございません。中学校も寒いということでいろいろ意見が出てございまして、床暖房の再開等をしまして、燃料費増額するものでございます。委託料につきましては、外壁の工事監理料を新しく設けております。工事費につきましても新しく設けてございます。この3本、消耗品費と委託料と工事請負費の合計額、071万6,000円ほどになりますが、これを先ほどの4ページにお示ししております第2表の教育費の部分、中学校の校舎の大規模改修工事ということで所要の金額を繰り越していきたいと考えてございます。

それと、繰越明許費の上から2行目、民生費のところでは経済対策の臨時福祉給付金の事業、この経費につきましては12月の定例会で補正計上させてもらっております。本年度執行するのはシステムの改修費のみで、残りの部分を翌年度に繰り越していきたいと考えてございます。ちなみに、その給付金の受け付け期間は3月、今月の22日から6月の22日まで受け付けをするということでございます。低所得の方に対する給付金、国で決めております給付金、1人15万000円でございます。その経費を繰り越していきたいと思っております。

ページ戻って、20ページ、21ページです。中学校の教育振興費、既定の予算から50万4,000円を減額して、859万5,000円とするものでございます。第3子以降の給食費、学用品費の助成金の部分50万円の減額でございます。対象になるであろうという人数を計算しておりましたが、準要保護に該当して扶助費のほうで出す部分の生徒さんがふえてございます。その減額だそうでございます。中体連の全道大会につきましては、20万4,000円の減ということで、ことしは柔道の1人だけが全道大会に行ったということでの減額でございます。去年はバドミントンの個人、団体も行ってたということで聞いてございます。

5項3目学級費、既定の予算から18万4,000円を減じて、263万7,000円とするものでございます。自動車借り上げ料12万円減、最初大型バスで予算組みしておりましたが、参加数の減によりまして中型バスでいいということでの減額でございます。旅行村のケビン使用料につきましては、皆減でございます。旅行村で計画してございましたが、小樽市での他町村との交流キャンプ、そちらのほうに振りかえして実施してございますので、この部分減額でございます。

6項2目海洋センター費、既定の予算から5万7,000円を減じて、2,219万2,000円とするものでございます。海洋センターの照明とトイレの工事ですが、入札減による減額補正でございます。

7項1目文化会館管理費、既定の予算から67万1,000円を減じて、1,090万6,000円とするものでございます。文化会館の管理業務の委託料、実績に基づきまして減額します。カーテンの購入費も入札減でございます。

12款1項2目利子、既定の予算から53万3,000円を減額しまして、2,967万1,000円とするものでございます。町債の償還の利子でございます。直近に借り入れしました起債につきまして、利率は余裕を持って計算して予算計上してございました。その部分の減額でございます。

13款1項1目基金費、既定の予算から2,807万8,000円を追加して、2億75万円とするものでござ

います。ふるさと応援寄附金がふえておりますので、それに相応しまして基金の積立金もふやしてございます。

最後に、14款1項1目職員給与費、既定の予算に1,285万5,000円を追加して、5億4,562万2,000円とするものでございます。職員手当費では、退職手当組合の事前納付金の精算負担金でございますが、これにつきましては平成25年から27年の3カ年で町の職員の退職13名ございました。確定しましたので、その金額が追加負担する部分が補正後の50万2,000円となっております。それでの増額補正でございます。19節、新しく設けてございます。派遣職員負担金でございますが、北海道のほうから古平町へ地域振興派遣という区分によりまして課長補佐いらっしゃっております。その方で、勤勉手当、管理職手当、道が支給するのですが、その部分を同額市町村が道へ負担するという取り決めになってございますので、それに相当する金額146万5,000円でございます。

以上、歳出の説明でございました。

続いて、歳入、6ページ、7ページをお開きください。13款1項1目民生費負担金、既定の予算から166万3,000円を減額して、2億3,381万2,000円とするものでございます。1節、国保の基盤安定の支援分でございますが、国の負担割合2分の1です。歳出のほうで増額補正してございます。その部分の2分の1の金額、13万3,000円の増でございます。続いて、2節でございますが、社会福祉法人等の利用者の負担軽減事業の負担金でございます。負担率は2分の1でございますが、これにつきましては国の負担ということで見てございましたが、北海道を経由して国費が入ってきます。ということで道費のほうに組みかえたいと思いますので、全額落としております。3節につきましては、障害児の入所、通所の給付費の負担金でございます。歳出で減じた部分の2分の1を国が負担するもので、ここで95万円落としております。

2項1目総務費補助金、既定の予算から6万5,000円を減じて、399万5,000円とするものでございます。番号カードでございますが、歳出に合わせての減額でございます。

2目民生費補助金、既定の予算に10万円を追加して、4,407万7,000円とするものでございます。歳出で日常生活用具の扶助費20万円増としてございます。国の負担分2分の1の金額を計上しております。

4目土木費補助金、既定の予算から12万3,000円を減じて、1億6,271万5,000円とするものでございます。社会資本整備総合交付金でございます。上の行、活力創出につきましては、具体的には除雪経費、橋梁の部分の経費、高校通線の部分の経費につきまして交付金を見てございましたが、実際の通知、交付金の当たる額がわかってきましたので、その部分を減らすものでございます。下の地域住宅還元につきましては、清川団地と栄団地に対する交付金、こちらは逆にふえてございます。そういうように計上しております。

続いて、5目教育費補助金、既定の予算に2,481万4,000円を追加して、2,663万8,000円とするものでございます。中学校費の補助金で、大規模改修の分に見合う国庫補助の部分、増額でございます。

続いて、14款1項1目民生費負担金、既定の予算から134万9,000円を減額して、1億4,445万5,000円とするものでございます。2節ですが、国保の基盤安定の支援分、道の負担率が4分の1です。歳出に対応しまして6万5,000円増です。軽減分につきましては、道の負担率4分の3です。歳出の減

に対応しまして、ここで減じます。4節につきましては、先ほど国のほうで説明しましたが、対象になる負担金につきまして当初予算ここで見ておりましたが、負担金ではなく補助金が正しいということで理解してございますので、負担金のここの欄は全額落とします。そして、続いて5節ですが、障害児の施設の措置費給付費負担金、道の負担率4分の1です。歳出の減に見合まして減らすものでございます。

8ページ、9ページです。2項2目民生費補助金、既定の予算19万5,000円を追加して、1,491万9,000円とするものでございます。3節でございますが、歳出の金額の道が4分の1ということで5万円増でございます。6節を新しく設けました。先ほどの国から道に移って、負担金ではなく補助金ということで、ここで見させてもらっております。

続いて、3目衛生費補助金、既定の予算10万9,000円を追加して、77万7,000円とするものでございます。1節で新しく妊産婦安心出産支援事業費補助金を設けてございます。北海道の新規事業でございます。内容としましては、読み上げますが、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身両面の負担や経済的な負担が大きいことから、この事業を北海道が立ち上げたということでございます。具体的には、医療機関への距離が25キロを超える市町村、または離島に対して交通費の補助を出すということでなっております。古平町の予定としましては10万9,000円でございます。こちらを町の歳出のほうで妊婦さんの通院の支援金を歳出化してございますので、そちらのほうに充当したいと思っております。

4目農林水産業費補助金、既定の予算から4万5,000円を減額しまして、657万5,000円とするものでございます。1節、交付決定がありましたので、それに見合う増額でございます。2節につきましては、森林環境保全につきましては歳出減に伴う減額でございます。道の負担が事業費の80%分でございます。林道につきましては、内示額によりましての減額でございます。

16款1項1目寄附金、既定の予算に2,316万円を追加して、4億9,176万6,000円とするものでございます。ふるさと寄附金のほうが件数ふえてございます。それに見合ましての増額でございます。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算12,800万円を追加して、5,800万円とするものでございます。今回の補正予算の歳入歳出を合わせるために財源手当てをするものでございます。

4目職員等退職手当負担金基金繰入金、既定の予算240万円を追加して、2,150万円とするものでございます。歳出のほうでふえてございますので、基金のほうから取り崩してやっております。この200万円を増額することによって、退手基金のほうはほぼゼロになります。これは今後も積み立てていくようにして、3年後に備えたいと思っております。

5目ふるさと応援基金繰入金、既定の予算480万円を追加して、6,610万円とするものでございます。ふるさと応援基金を子育て支援等に充当してございますが、その事業費の増減に対応しまして取り崩しを480万円ふやします。

10ページ、11ページです。19款4項2目雑入、既定の予算から498万円を減じて、4,759万3,000円とするものでございます。その他収入で財源調整をしてございます。

20款町債につきましては、全体で補正、380万円減ということでのトータル4億,782万5,000円でございます。起債のほうを承認の申請をしてございますが、その部分で振興局のほうから金額の内示

等来てございますので、それに見合うようにやってございます。この民生債と衛生債の説明書きのところにスプリンクラーの設置事業、これを新しく設けてございます。

以上、歳入の説明でございました。

済みません。4ページをお開きください。2表の繰越明許費につきましては、先ほど該当になる部分でぼつぼつと話しましたので、この4本につきまして設定させていただきたいと思っております。

第3表につきましては、まずは12月に1本、情報セキュリティポリシー、432万円を設定してございます。今回はここに書いている3本を設定していただき、今年度中に契約行為に走れるようにしたいと思っております。実際の予算化につきましては、29年度予算から31年度予算、ほほえみくらす、3行目につきましては5年間の33年度までの予算化を考えてございます。

1点、ちょっと内容を不確かな感じで言いましたので、もう一度お聞き取りください。高校通線のところでございますので、18ページ、19ページです。19ページ、上側で工事請負費で高校通線の改良で3,440万円、入札減としてご説明いたしました。正確には、入札減はあるのですけれども、忘れていただきまして、まず当初予算は全て一気にやるということでの金額を予算組みしております。さまざまな理由によりまして新年度に舗装工、植生工をやるということでしたので、その部分で設計金額は減ってございます。それに対しての入札減ということで、ここ3,440万落とす部分の大部分は対象工事が狭まったということでの減でございます。そして、入札減ということで、入札減も必ずありますから。

(何事か言う者あり)

○議長(逢見輝続君) 今質問する時間ではありません。

○財政課長(三浦史洋君) もうちょっと説明しますけれども、まず当初予算との差額ということで、当初予算については全ての工事を1カ年で終わらすということで組んでいたと、実際議員の皆様方にご説明しているように2カ年事業にしようということで、その段階で予算もぐっと減らせばよかったのですけれども、今回整理させていただくということでご理解ください。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番(堀 清君) ページ数が17ページの19節負担金補助及び交付金の加工協の冷蔵庫のことなのですけれども、当初組合のほうに委託するに当たって、現場で不都合が出た場合には町側と相談しながら今後さまざまなことを決定していくのだというような形でとりあえずは当初聞いていたのですけれども、今回の件につきましては現場との協議等々はやったのでしょうか。

○産業課長(宮田誠市君) 現場との協議は、結論的には行ってございます。去年の2月の末に古平町冷凍冷蔵施設に関する懇談会というのを役場のほうで持ちました。そして、堀議員おっしゃるとおり説明でもあったとおり当初想定していなかった突発的な改修工事がありました。そのようなこともありまして、今回上げた冷凍冷蔵施設の分解整備の補助金については、契約の中では修繕費についてはあくまでも協議会が全額負担することになっていりましたが、突発的なこのようなことが出てきましたので、それを協議しまして、それで今回に限り3分の1を補助したというような補正内容になってございます。

○2番(堀 清君) 細かい内容はともかくとして、利用の状態だとかは大分前にもちょっと聞いた

ときには町側のほうで完全な把握というのはしていないと答弁してもらったのですけれども、現状でもそこら辺のものはきちっとした形で把握していないのですか。

○産業課長（宮田誠市君） 現状といいますか、今の利用状況については100%利用されてございます。

○2番（堀 清君） 今課長の答弁の中で100%というような形でしてもらったのですけれども、冷蔵庫に預かる中で100%なのか、協議会の会員の方が100%利用しているのか、どちらなのか。

○産業課長（宮田誠市君） 預かるスペースの中で100%ととっていただければと思います。それで、預かっている業者さんは漁協と、それから吉野さん、2件が施設全部100%使ってございます。

○8番（高野俊和君） 今の続きになるのですけれども、この冷蔵庫というのはもともと加工協が倒産したときに古平町が産業振興という形で、たしか五百何万だと思いましたがけれども、引き受けた。その冷蔵庫のことでしたか。

○産業課長（宮田誠市君） そのとおりでございます。そのときに27年の1月に古平町冷凍冷蔵施設利用者協議会を設立しまして、同じ27年の10月に町でもって土地及び家屋使用賃貸借契約を結んでございます。それで、結んだ契約の中で、先ほど言いましたが、利用に係る修繕費については利用者側が全額負担することになっていましたが、契約書の中ではそうになっていたのですが、予定していなかったいろんな修繕部分があったりしたので、そういうことでもって今回に限り助成をしたいというようなことでございます。

○8番（高野俊和君） たしかこれ引き受けるときに、ガスを何年後に注入しないとたないということで、そのころからこの話出ていたと思うのですけれども、それはいいとしましても、この冷蔵庫、今課長の説明では吉野さんと、それと組合ですか、2件が使っているということでありましたけれども、ある冷蔵庫全てが、直すということは当然それだけ使用用途があるということであると思いませんけれども、その部分としては間に合っているというか、利用度というのは高いのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） 最初の1点目の関係なのですが、当時おっしゃるとおりフロンガスの入れかえについては1,200万円ほど将来にわたってかかるということで、その分については町のほうの負担を予定しています。それで、契約時点でもって今後どのように維持していかなければならないかというシミュレーションの中で、当初は今4基ある圧縮機については大体1年に1回ぐらい分解整備が必要でないかというような計画を立てたのですが、実際ふたあけてみましたら、4基それぞれが年数違っていますので、大体2年に1回ぐらいずつしなければならぬような状態が判明しました。だからといって、それは後から判明したことなのですが、当然契約の中では一応修繕費については利用者側のほうで負担するということになっているので、利用者側は利用者側でもってできる限り町に負担かけないように、人件費の抑制なり、いろんな部分でもって経営努力はしています。ただ、経営努力した結果、なかなかこの部分までには至らなかったということでもって、今回に限り補助してほしいというような要望書が上がってございます。

○8番（高野俊和君） この冷蔵庫を使うことがどうと言っているわけではなくて、せっかく直して使用するわけですから、やはり効率の上がるような使用方法がいいのではないかと思います。今ふるさと納税も好調ですから、今年度の新しい企画も考えているようですので、そういうことにもし使えるのであれば、フルに使用して利用していければ、古平町が考えていた産業振興という形にふさわしい形に

なるのではないかというふうに考えております。

議長、これやったらもう次の質問できないのですよね、3回やったから。次の項目いいのでしたっけ。

- 議長（逢見輝統君） 今3回目ですから、いいですよ。
（「だめです。一問一答じゃないんで」と呼ぶ者あり）
- 議長（逢見輝統君） 答弁要るの。
- 8番（高野俊和君） いや、いい。
- 議長（逢見輝統君） 質疑途中ですけれども、10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計補正予算について質疑を続けます。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目なのですがすけれども、副町長に答えてほしいのですがすけれども、9ページの職員等退職手当負担金なのですがすけれども、平成8年度は240万追加して2,150万というふうにするのですがすけれども、この退職手当組合と町の支出のほうの関係なのですがすけれども、1つは一般職員と、それから特別職の退職に分けてお伺いします。かなり前、一般職で約三十何年ですか、大卒で歳定年で38年ですか、38年間勤め上げて、大体2,300万か500万くらいの退職金という一応の目安みたいのがかなり前の記憶があるのですがすけれども、今般かなり引き下げられていると思うのですがすけれども、一般的にどれくらいが退職金の相場なのか知りたいということと、それから一人の職員が新卒で22歳で入社して、そして退職手当組合に負担金として退職時のために積み上げていくのですがすけれどもその仕組みといいますか、どういう形で成り立っていくのか38年間積み上げていって、そして支払われるのかという、その仕組みを知りたい。これがまず第1点です。

それと、特別職、たまたま本間町長引退されますけれども、この際伺いたいのですけれども、特別職正副町長、教育長が4年間の任期を終えて退職するときの退職金の額というのはわかると思うので、その数字を知りたいということと、それから特別職の退職金を支払う、1期ごとにやるはずなので、その仕組みを知りたい。その説明をお願いします。

それで、今回の240万追加して2,150万という額になるのですが、これについてももう少し詳しく説明し直していただきたい。これがまず第1点です。

それから、15ページになります。子ども・子育て支援事業費で3点減額になっています。それで、まず1点目の第3子以降出産応援助成金が皆減になっています。印象としては、まだ出産していない方にとって第3子というのは遠い将来の話ですよね、第2子をもうけた方も第3子をもうけるとしたら、すぐというわけにはいかないですよね。可能性があるとしたら、今第3子目がおなかの中にいるかどうかという場合が考えられるのですがすけれども、基本のご夫婦にとって何人の子供をもうけるかというのは自由ですよね。第3子まで今の社会情勢でもうける気がないとすれば、絶対第3子以降は求められないというふうになるのですがすけれども、これは第3子以降というのは我々余りよくわからない側の勝手な希

望であって、当事者のご夫婦たちにとっては余り実感のないことではないかという気がするのです。もし対象者がいるとすれば、たまたまということになるのかもしれないのです。それと、公平感ということからすると、2人しかもうけない、1人しかもうけない、あるいは子供に恵まれないという家庭にとっては公平感に欠けるものだというふうにも実感するのです。むしろ感想として言えば、出産に当たってお祝金を出すということが極めて現実的な方策でないかという、そういう気がするものですから、皆減になったこの理由について若干説明をお願いしたい。それと、現在の時点で第3子以降の可能性があるのは実際に母子手帳、今は名前変わっているかもしれませんが、母子手帳を発行されている方であれば第3子以降の予定というのはわかるはずなので、そこら辺の状況について説明をお願いしたい。

それから、その下子育て世帯応援事業で紙おむつ相当分があります。これは町単でやっている事業でないかというふうにも思うのですけれども、これについても減額になっていますけれども、説明をお願いしたい。それと紙おむつを支給しているのとあわせて、始末するごみ袋の支給は古平町はどうだったかという確認なのですけれども、その説明をお願いしたい。それから、近隣町村の紙おむつの支給の実態またはあわせて始末するごみ袋の支給、これがどのように北後志でなっているか、わかれば説明をお願いしたい。

それから、その下の子育て世帯応援事業で保育料軽減相当分の給付金が皆減になっていますけれどもこれについてもなぜ皆減にしているか説明をお願いします。

それから、次です。19 ページの栄団地の耐力度調査業務委託料で皆増になっています。平成 年 年度でやるということなのですけれども、この調査の内容と申しますか、どういう調査が行われるのか、説明をお願いします。この耐力度調査がどういう目的で、建設年度が何年度で、基準が合わないのか、やらなければならないとかいう、そういう義務的なものなのか、それとも場合によっては補強工事等を必要とするものが平成 29 年度以降に伴っていくものなのかどうか、それについて伺います。

それから、21 ページです。上段のほうで学校給食費、学用品費、第3子以降の助成金 50 万減額されています。見ますと3分の2が減額になっているのですけれども、合わせ80 万近くの予算でしたから、第3子以降の人数というのはわかっているはずだったので、なぜこういうふうになったのかという疑問です。申請制度なのか、申請する人が少なかったからということなのかどうなのかということなのです。もし申請主義であれば、申請主義に合わないのではないかと、第3子以降助成するので予算がとってあるとすれば、申請だとかそういうのをなしにやるべきでないかというふうにも思ったものですから、もったいない減額だなと思ったので、説明をお願いします。

○副町長（田口博久君） まず、退職手当の関係ですけれども、今細かい数字とか制度の仕組み、私も熟知しておりませんが、概要でお話しさせていただきます。

まず、一般職の職員の退職金が幾らぐらいかというようなお話だったかと思っておりますけれども、たしか最終的な率が今49.5 とか、50 切ったと思っています。といいますのは、原則的に退職時の給料月額掛ける49.5 カ月、年数によってももちろん違いますけれども、最大0 年とか勤務したとして、たしかそれぐらいだったかと思っております。ですから、恐らく200 万前後、管理職で退職したとして、200 万程度でないかと思っております。ただ、その算定が今私単純に勤続年数掛ける率と言いましたけれども、勤務期間に応じていろいろ法制度の変更とかあって、単純にそれだけではなかったような気もい

たします。

それから、退職手当の仕組みです。詳しく覚えていませんけれども、多分そんな長期の、例えば今採用されたとして、その人の退職金に備えて、この説明書にも載せておりますけれども、一般職ですと給料の1,000分の185、説明資料の28ページに載っているのですけれども、毎月給料の1,000分の185ずつを負担金として納めます。それを積み立てていって、あるいは資金運用していって、その人が退職したときに払うということでは恐らくないと思います。そういう運用ではなくて、今現在から今後年なりで退職する人が何人いる。退手に加入している市町村全体での話です。それに対して退職金が幾らぐらい必要だから、どれだけのお金が必要だと、今基金として退手のほうで蓄えているお金が幾らなので、負担金も幾ら必要だとか、そういった計算。積み立てたものを退職手当として支払うという考え方は恐らく資金運用上はないと思っています。10年、20年というスパン、将来を見越して必要なお金を負担金として集めて支払うという仕組みではないかなと思っています。

それで、今の240万がどうなるかというお話ですけれども、これはそもそも退職手当組合、今私1,000分の185と言いました。それが事前納付金という名前で、要するに通常分として納めていくわけです。そして、ルールで計算した中に勧奨退職の分とかというのがあります。基本的に普通退職、それから勧奨退職、それから定年ということで、それぞれ年数と率が違ってきます。そのほかに、あと公務上の死亡だとか、障害だとか、そういった事由とかいろいろあるのですけれども、大ざっぱに言えば、自己都合の退職、勧奨、定年という区分があります。それで、たしか勧奨が一番大きかったと思います大きいというか、定年と同じような率を使うのですけれども、その分は普通退職と勧奨退職の差額の分は特別負担金として最初に納めた納付金には算入されない。ですから、特別負担金という形で実質的に町が、退職手当というのは一市町村でそういうふう運用していくと膨大な金額になるということで、退職手当組合、一部事務組合をつくって職員の退職金に関する部分を組合のほうでやっているのですけれども、特別負担金ということで町が直接足りない200万、300万という額を単年度で退職の年か翌年かに納めるのです。極論を言うと、普通退職の部分だけを1,000分の185で見て、勧奨とかという有利な退職制度を使った場合にはその差額の分の退職金については町が単費でといいますか、積み立て以外の臨時的に負担してくださいという制度になっています。

それで、この240万の話です。通常納める額、それから退職者に払う額ありますので、その単独分が出てきます。その分を3年ごとに精算していくという仕組みなのです。ですから、今年度がその年に当たりまして、25、26、27の3年間で退職した職員に対して、退職手当組合の条例の中でこういった職員にはこれだけの率でと決まっているのですけれども、その決まった額を一旦払っています。払った額のうち、通常分以外の町村個々に負担しなければならない分というのが精算負担金という名前で納めなければならないこととなります。ちなみに、今回の予算書21ページごらんください。21ページの14款1項1目職員給与費の3節職員手当等、一般職退職手当組合事前納付金精算負担金39万で、トータル3,050万2,000円を今回、私の言葉もごちゃごちゃしていますけれども、ここでは精算負担金という表現になっています。職員に25、26、27、3年間退職手当組合が支給した退職手当の町分としての不足分3,000万を納めなければならないということになります。先ほど240万、基金の繰入金、こういうことが、単年度で3,000万ということが想定されるので、毎年基金を積み立てていま

す。3年ごとの精算に充てるために。これが今年度の場合150万あったと、9ページ見ていただければ、今回240万繰り入れるわけですが、繰り入れた結果が150万です。この240万を繰り入れることによって、基金を全額取り崩すこととなります。ですから、歳出が1050万の精算負担金、特別負担を払うために、積み立てていたお金を、150万崩した上で3,000万を退職手当組合に負担金として支払うということとなります。3年間で結構職員退職しておりますので、定年あるいは勸奨、たしか私の記憶では勸奨退職の場合の負担率が大きかったかなというふうに記憶しています。ちょっとこれは定かではありませんけれども。というようなことです。

それから、特別職の部分ですけれども、予算の説明書の同じ88ページで、特別職、教育長につきましては退手の負担金、1,000分の320です。毎月1,000分の320負担しまして、これもたしか退職時の給料掛ける率掛ける年数というような計算がルール化といいますか、退手組合の条例で決まっております。ちなみに、額というお話ですけれども、私の場合600万を超えて700万弱だったと思います。という状況です。

○民生課長（五十嵐満美君） 私のほうから子育て支援事業についての質問に対してお答えいたします。

15ページ、第3子以降出産応援助成金についてのご質問でありましたが、この応援助成金をつくるに当たって、まち・ひと・しごと創生事業の中で子育て支援に関する項目を上げた中で出てきた中の一つであります。その中でいろんな子育て支援をしていく中で、2人目ぐらいまでの子供がいるのは珍しくない、3子になるとすごいという印象もありまして、3子以降についての出産応援助成金をつくりました。皆減とおっしゃっていましたが、皆減ではなくて半減です30万の予算見ておりまして、当初予算計上時3人に対して10万円ずつの30万で見えておりましたが、年度当初に要綱を策定した際に、商品券での支給になっていきますけれども、一度は10万円支給されても、期限ありますので、使いづらいということも考えまして、6カ月ごとの支給にいたしました。出産時に5万円、満6カ月の時点で5万円という支給をしております。28年度につきましては2人、3子目以降を出産された方がおります。2名がおりまして、1名につきましては5万円ずつ2回の支給を終えていまして、もう一名に関してまだ6カ月が来ていませので、1回目の5万円の支給だけで済んでいます。なので5万円を減額しております。3子でなくても出産に当たっての1子からのお祝金にしたほうがという意見でありましたが、現在のところそれは検討しておりません。現在の3子以降の予定ということでご質問だったのですが、町長の執行方針にもありましたが、29年度、3子以降の出産予定が今のところ4件見込まれております。

続きまして、紙おむつ相当分の給付金ですが、減額の理由としましては、この給付金につきましては満3歳になるまでの子に対して年間2万円の支給をしております。年度途中で3歳になる子もいましたので、当初見込んでいた数も新規で生まれる子とかも見込んでおりましたが、過剰に見込んでいたということで減額になっております。ごみ袋につきましても、今回の補正にはありませんが、支給しております。支給については月1枚、年間2枚ということで、これも同じく満3歳になるまで支給しております。近隣の町村の状況ということでしたが、今持ち合わせておりません。

最後の保育料軽減相当分の皆減についてですけれども、こちら年度当初予算計上時につきましては一旦保育料を全額支払っていただいて、商品券で軽減分をお返しするというで予算計上していたので

すけれども、年度当初から条例改正しまして、当初から保育料を軽減しております。2子については半額、3子については無料ということで軽減しておりますので、一旦もらったものを返すための給付金ではなくて、保育料の軽減分として全額落としております。

○建設水道課長（高野龍治君） 19 ページでございます。栄団地耐力度調査業務委託料ということでまず調査内容につきましては今詳細な報告書などを持ってきておりませんので、細かなことはお知らせすることはできないのですが、この言葉のとおり耐力、躯体自体が今後ももつのかといった調査でございます。結論から申しますと、この調査をやった結果今後もちこたえる建物だということで報告書が上がっています。これは、社会資本整備総合交付金、国の補助金もらっておりますので、こういった調査をして今後もちこたえる建物だというお墨つきのものをもらわないと補助金を投入できないといったことから、補助金もらう上でこの調査をなささいということになっております。そういったことから平成 29 年度、新年度についても、内窓の改修の予算計上しておりますので、同時にこの耐力度調査の予算も計上しております。今回たまたま当初から見込んでいなかったのは、北海道のほうで振興局のほうで当初はやらなくてもいいようなこともちょっと言われていたみたいだったのです。なのですけれども、これをやらないと補助金を交付できないということから、当初見込んでいなかったのですけれどもこれを急遽やることになってしまいました。

○教育次長（和泉康子君） 私のほうからは 21 ページの3子以降の学用品の関係です。

先ほど民生課長から説明ありましたとおり、まち・ひと・しごとの関係で、こちらの事業も年度から開始している事業です。こちらで今のっていますのは中学生に限っての補正予算ですが、町全体としては小中合わせまして14名予算計上しておりましたが、10名の実績であると。この理由としましては、準要保護が優先ということで準要保護だったりということでの減でございます。それと、申請主義かどうかということですが、基本的には申請主義となっております。それで、準要保護の結果等を踏まえまして、申請の対象になる方には、申請上がっていない場合はこちらのほうから。今回初めてということもありまして、全対象者のほうにうちのほうからダイレクトメール的に申請書なり要綱なりを送付して、それが戻ってきていますので、対象になる方全員には準要保護または第3子以降の補助金が当たっているということになります。それと、50万円の減ですが、まず中学生に関しては予算上、中学1年、2年が1名ずつ、中学校3年生が3名ということだったのですが、実際の準要保護等、3子目のカウントが例えばお姉ちゃんが高校だとか、お兄ちゃんでもいいのですけれども、就職するとそれは扶養から外れるだとか、いろんな条件がありますので、中学生としては5名予算計上しておりましたが、実際3子以降に該当するのが1年、2年、各1名の2名と。3年生につきましては、修学旅行費が7万円程度ありますから、その3名分で20万円程度、あと給食費が年間6万ちょっとですから、その3名も含めるとおおよそ今回の50万の減額補正という内容になっております。

○3番（真貝政昭君） 認定保育園でのおむつの始末の扱いなのですけれども、他町村の実態では保護者が持ち帰るといふところもあるみたいなのですけれども、古平町の場合はどのようになっていますか。

それと、19ページの耐力度調査なのですけれども、既に実施済みということなのですけれども、図面上でのことなのか、それとも現場での専門的なそういうことがやられたのか。それと、予算との関係で、議決後に実施というルールからすればいかなものかということなのですけれども、なぜこういう

ふうになったのか、実施された時期はどうだったのかという説明をお願いします。

○民生課長（五十嵐満美君） 保育所での紙おむつの始末でございますけれども、普通に燃えるごみとして保育所のほうでごみとして捨てております。保護者に持ち帰るといことはさせておりません。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、調査の関係なのですが、図面なのか、単純に現場を見て終わるのかとか、そういったことかと思うのですけれども、これは調査会社に委託して調査しております。だから、図面のみでの調査ではございません。

あと、予算の議決後というお話だったのですが、委託料の中で不用額など生じる可能性もありましたので、その範囲内で。新しいこういった調査ふえたわけなのですけれども、財務規則上3節の範囲の中で不用額が出るのであれば、早期に発注をしなければ28年度に限っては屋根の改修、それと内窓の改修、そういったものをその結果次第で発注できるということだったものですから、やむを得ず先に発注して、この結果をもとに屋根の工事と内窓の改修工事、結果的にこの調査を発注した結果に基づいて発注していますので、発注時期がずれ込んだわけなのですけれども、そういった関係がありましたので、やむを得ずこういった形とらせていただきました。

○3番（真貝政昭君） 副町長、節の中でのこういう使い方は許されていましてよね。だから、やむを得ずという説明がありましたけれども、前段の説明を聞いている限り、許されるというか、当然承認されてしかるべき内容だという理解なののですけれども、違いますか。

○副町長（田口博久君） そのとおりです。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これから議案第7号 平成8年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議案第8号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第8号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ012万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億6,209万円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、30 ページ、31 ページをお開きください。1 款1 項2 目広域連合負担金でございますが、既定の予算から1,334 万6,000 円の減で、1 億4,138 万7,000 円とするものでございます。去る2 月27 日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいております、広域連合会計において保険給付費と高額医療費に係る拠出金が減少していることが大きな要因となっております。

4 款予備費、12 月補正において歳入の5 款諸収入、3 項1 目後志広域連合支出金に補正いたしました後志広域連合分賦金の過年度精算還付金について974 万1,000 円と追加徴収となった介護納付金分の95 万1,000 円を本来であれば財政支援繰入金で調整すべきところだったのですが、確定後の整理とするために慣例的に予備費で調整しておりました。今回財源調整分200 万9,000 円とともに整理補正したところでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。26 ページ、27 ページをお開きください。1 款1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、既定の予算から593 万9,000 円の減で、7,508 万7,000 円とするものでございます。内容といたしましては、1 月末の収納実績、それから今後の収入見込み、これらをあわせまして当初予算からの減額でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税2 万7,000 円の減、305 万1,000 円とするものでございます。こちら1 目と同じく、1 月末の収納実績、それから今後の収入見込みあわせまして当初予算からの減額でございます。

続いて、3 款1 項1 目一般会計繰入金でございますが、既定の予算から2,366 万1,000 円の減で、6,168 万3,000 円とするものでございます。1 節、保険基盤安定繰入金の軽減分、2 節、同じく支援分これらにつきましては額の確定による減額及び増額でございます。次のページに移りまして、5 節財政安定化支援事業繰入金22 万4,000 円の減、これも額の確定によりまして減額するものでございます。7 節広域連合共通経費繰入金91 万4,000 円の減で、こちらは後志広域連合の決算見込みによる減額でございます。そして、8 節財政支援繰入金でございますが、当初810 万円を計上しておりましたが、今年度ルール外の繰り入れは行わず、全額減額といたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3 番（真貝政昭君） 27 ページの現年課税分の総額なのですけれども、新年度の予算説明の103 ページになるのですが、28 年度見込みの収入見込み、約300 万少しということなのですけれども、これに向かって出納閉鎖まで頑張っていけば収納率が88 %というふうになるという理解でよろしいのですか。

○民生課長（五十嵐満美君） そのとおりでございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時59分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第9号

○議長(逢見輝統君) 日程第4、議案第9号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第9号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,948万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。38ページ、39ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者広域連合納付金、既定の予算から1万9,000円を減額し、予算額175万6,000円とするものでございます。こちらは、後期高齢者広域連合からの納付金決定通知等によるものでございまして、共通経費分、基盤安定負担金分の決算見込みでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。36ページ、37ページをごらんください。3款1項1目事務費繰入金、既定の予算から5万8,000円の減額で、予算額45万2,000円とするもの、続けて2目保険基盤安置繰入金、86万1,000円減の2,133万4,000円で、歳出で説明いたしました広域連合からの決定通知による決算見込みに合わせて減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第10号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第10号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ353万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,143万7,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を42ページ、43ページに記載しております。

それでは、歳出からご説明しますので、46ページ、47ページをお開きください。1、1、1、一般管理費、補正額としまして3万9,000円の減でございます。8節報償費で水道事業再評価委員報償費ということでございますけれども、委員会を開催する必要がなくなったということで皆減となっております。

その下の2、1、1、施設整備費、補正額350万円の減と、13節の委託料でございまして、基幹改良事業再評価書作成業務委託ということでございますが、この基幹改良事業とは今年度も実施している配水管の更新事業の補助事業でございます。平成7年度までは国の補助でございましたが、今年度から道費補助となったことで再評価をする必要がなくなったということで皆減ということになっております。

引き続き歳入の説明を申し上げますので、44ページ、45ページをお開きください。2、1、1、使用料、補正額で356万6,000円の減でございます。現年度分の水道料金の減額でございますが、これに関しましては決算を見込んだところ調定ベースで減収が明らかとなったということでございます。昨日の29年度の当初予算でも説明しましたが、一般用、それと団体用、営業用ともに水量が減少しているということでございます。

その下の5、2、1、簡易水道財政調整基金繰入金、補正額266万5,000円の増でございます。これに関しましては、次の雑入で歳入不足となったため、歳入を補填する必要が生じたため基金からの繰

り入れをするものでございます。

7、3、2、雑入、補正額で63万8,000円の減ということでございまして、町道高校通線配水管移設工事補償金収入ということでございますが、これに関しましては前回の段階で歳出分の工事費のほうの減額とあわせて今回の収入分を落とすべきだったのですが、落とし忘れがちょっとございまして、今回の補正にあわせて減額させていただくものでございます。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第11号ないし日程第8 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と日程第7、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と日程第8、議案第13号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案については関連する議案でありますので、一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と1ページ、議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び53ページ、議案第13号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、これら関連がございまして、一括でご説明申し上げます。

このことにつきましては、古平町特別職報酬等審議会より期末手当の支給割合を改正する旨の答申を得たことから上程するものでございます。

50ページをごらんください。それぞれの6月の期末手当を100分の202.5から100分の207.5に、

12月の期末手当を100分の217.5から100分の222.5に改めるもので、全体で1割アップするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

なお、議案説明資料の1ページから3ページ目に新旧対照表を用意してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第11号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正す

る条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(藤田克禎君) ただいま上程されました議案第4号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

56 ページをごらんください。平成29年度4月1日採用予定の地域おこし協力隊員の報酬、月額18万円を別表に追加するものでございます

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、議案第15号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条

例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第5号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件は、平成26年6月に改正された介護保険法に伴う適用条項の修正及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施するために必要な条項の追加並びに本年4月以降に予定する古平町立診療所の病床を利用しての短期入所療養介護事業を実施するために必要な条項を追加規定するものであります。

改正内容について条例の新旧対照表を用いて説明いたしますので、説明資料の4ページ、5ページをお開きください。まず、4ページ目をごらんください。第1条の目的では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業である第一号通所事業と第一号介護予防支援事業を追加するものであります。ここで規定する第一号通所事業とは、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が利用するいわゆるデイサービス事業をあらわすものであります。また、第一号介護予防支援事業とは、介護予防サービスを利用しない要支援認定者及び基本チェックリスト該当者のケアマネジメントをあらわすものであります。

次に、第2条の古平町が行う介護サービス事業に関して、第3号は新たに短期入所療養介護事業を追加規定するものであります。

第4号は、改正前第3号を繰り下げの上、介護保険法の適用条項が改正になったことに伴い、改正するものであります。

第5号は、介護保険法の適用条項が改正になったことに伴い、改正するものであります。

第6号は、新たに介護予防短期入所療養介護事業を追加規定するものであります。

第7号は、改正前第6号を繰り下げの上、介護保険法の適用条項が改正になったことに伴い、改正するものであります。

次に、5ページをごらんください。第8号は、改正前第4号を繰り下げの上、介護予防通所介護事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業に改正するものであります。

第9号は、新たに新しい介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業を追加するものであります。

次に、第3条の事業所の名称等に関しては、第2条の改正に伴う適用条項の修正及び短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護を実施する事業所を追加するものであります。

第1号は、第2条の適用条項を改正したものであります。

第3号は、新たに第2条第3号の短期入所療養介護事業と同条第6号の介護予防短期入所療養介護事業を行う事業所について追加規定したものであります。

第4号は、改正前第3号を繰り下げの上、第2条の適用条項の改正をしたものであります。

第5号は、改正前第4号を繰り下げの上、第2条の適用条項の改正をしたものであります。

次に、第4条の事業の対象者に関しては、第2条の改正に伴い、各号の事業内容と事業対象者を整理するものであります。

ページをめくり、6ページ目をごらん願います。第2号は、短期入所療養介護事業の対象者を追加したものであります。

第3号は、第2条の適用条項の改正をしたものであります。

第4号は、介護予防短期入所生活介護事業と介護予防短期入所療養介護事業の対象者に改めるものであります。

第5号は、介護予防支援事業の対象者に改めるものであります。

第6号は、第1号通所事業の対象者を新たに規定するものであります。

第7号は、第1号介護予防支援事業の対象者を新たに規定するものであります。

次に、第6条の利用者負担及び実費に相当する費用に関して、第1条ただし書きについては、改正生活保護法第15条の2第1項の介護扶助の対象サービスに介護予防・日常生活支援が第8号として追加されていることから、当該第8号を追加するものであります。

7ページ目をごらんください。第2号イは、現在使用していない用語の居宅支援サービス計画費を削除するものであります。

第3号アは、第2条及び第4条の改正に伴う適用条項の改正と用語の介護サービス費を介護予防サービス費に改めるものであります。

ページをめくり、8ページ目をごらんください。第4号は、第2条及び第4条の改正に伴う適用条項の改正であります。

第5号は、第1号、通所事業の利用者の負担等を新たに規定したものであります。

ページ8の2をごらんください。第6号は、第1号介護予防支援事業の利用者の負担等を新たに規定したものであります。

第6条第2項及び第3項は、第2条の改正に伴う改正条項の改正をするものであります。

第7条は、今後介護保険事業の事業展開や管理形態の多様化が予測されることから、管理の委託先について社会福祉法人古平町社会福祉協議会に限定していたものを指定管理者に改めるものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（山口明生君） 条例の改正に余り関係ない質問で申しわけないのですが、素朴な疑問で、ショートの実業所の名称がフレピラというふうを書いてあるのですが、フレピラになった理由なんかがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 町立診療所の名称自体、昨年古平町立診療所海のまちクリニックという名称にさせていただきました。これは、この診療所に携わる先生がこのまちの印象として第一印象でそうしたいのだけれどもという相談があって、そういう名称にしました。今回短期入所療養介護事業所の名称につきましても、診療所スタッフ、実際にこの事業を展開するスタッフの方々が皆さんでいろいろ話し合った結果として、古平の語源であるフィーピラだとか、フレピラだとか、いろんな語源がございますけれども、そのうちの一つ、フレピラを使用したいというお話がありましたので、そちらを採用させていただいております。

○3番（真貝政昭君） 19ベッドがありますけれども、スタッフがそろっていない状況で、活用されていない状況にありますけれども、短期入所療養介護事業なのですけれども、例えば医療の面で入院となって、様子を見て介護のほうに切りかえることができると、それから患者さんで最初から介護の療養

療養型ベッドというのが今の制度でありますけれども、そういう認識で最初から療養型の介護型の患者として受け入れる。どちらの場合もあるという、そういうふうに認識してよろしいのか。

それと、費用の点ですけれども、医療で活用したときは医療保険のほうで対応して、介護療養に移ったときは介護保険の適用でという捉え方でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 結論からいきますと、真貝議員がおっしゃられるとおりでございます。

看護スタッフ等について、開設当初については旧掖済会のスタッフさんがそのまま移行していただきましたので、何とか早期にベッドのほうも動かせるという算段でいたのですが、1カ月、2カ月というふうに準備段階進むにつれて、旧掖済会のスタッフさんがほとんどやめられていったという現状から、約1年間再開できないでおりました。その後法人のほうでもいろいろ努力していただきまして広く募集をしていただいた結果、この4月1日からなのでありますけれども、看護職が6名、それから介護職5名、それから放射線技師1名、事務職3名のスタッフの体制で臨んでいける予定であります。そういった中で何とか早い段階で本格稼働ができればなと思っております。それと、入院患者さんの状況、入院して医療を受けて真っすぐ自宅に帰すという状況ではないなというときに、短期入所療養介護を使って1週間とか様子を見た中で自宅に帰ってもらうというやり方、それから最初から多少の医療行為も伴う、だけれども入院まで必要ない、医療行為まで必要ないという方々の真っすぐの短期入所療養介護の使用、両方の使用の仕方ができるようにしております。あと、費用に関しても、入院の部分については医療、それから短期入所療養介護については介護というふうに、議員のおっしゃられるとおりでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第16号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第16号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第16号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件は、平成26年の改正介護保険法に基づく利用対象者の文言整理、それと平成26年に改正した

通院等支援助成事業の要綱との整合性の整理、それとこれまで要綱のみを根拠として実施してきた緊急通報サービス事業に係る近年における事業の重要度を鑑み、当該事業を本条例の事業へ位置づけ、本条例の改正の趣旨であります。

改正内容について条例の新旧対照表を用いて説明いたしますので、説明資料の9ページをお開きください。まず、第2条の高齢者自立支援事業に関しては、第3号は平成26年の改正要綱の事業名と整合すべく、通院等支援助成事業に改めるものであります。

また、新たに第8号として緊急通報サービス事業を追加するものであります。

次に、第3条の対象者に関しては、老人という文言を高齢者に改めるものであります。

次に、第1号は、第2条第1号及び第2号の事業対象者から除くものに新しい介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者を追加したものであります。

第2号は、平成26年の要綱改正において通院等支援事業の対象者に要介護者、要介護4から5の方を追加したことに伴い、本2号を削除し、条文構成を整理したものであります。

説明資料の10ページをお開きください。次に、第4条の事業内容に関しては、3号は平成26年の改正要綱の事業内容と整合すべく、文言を改めるものであります。

第8号は、新たに追加した緊急通報サービス事業の事業内容を規定したものであります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第16号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第17号

○議長（逢見輝続君） 日程第12、議案第17号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました議案第17号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、開会冒頭の執行方針でも概略申し上げましたが、昨年暮れ〇月 20 日、北海道水産多面的機能発揮対策協議会事務局の現地調査があり、平成 25 年度から平成 27 年度分の実績報告書が提出されていないので至急提出してほしいとのことで、内部調査を開始し、当時の水産係長、当該時点で財政係長から事情聴取を行っていたところ、12 月 22 日に自分の机の中にあつた関係書類の提出があり、業者への未払い金 41 万 1,800 円の横領を認めたものであります。さらに、当人は 2 月 26 日から 1 月 2 日まで失踪して無断欠勤した後、翌 3 日に役場に出頭しており、翌 4 日には再び事情聴取を行いながら、これまでの経過についててんまつ書を作成させ、確認を行ったのであります。この結果、平成 25 年度に国において創設された水産多面的機能発揮対策事業の古平町内での実施に当たり、事業実施主体となる 4 件の活動組織の事務局業務を上司の許可なく担い、書類作成や活動組織印の管理等一切の処理を実施していたものであり、さらには当該活動組織の活動状況の確認及び適切な指導を行う古平町としての事務について町の決裁を経ることなく文書を施行する等、適切な事後処理をすることなく当該活動組織の業務を担っていた平成 5 年度から平成 27 年度までの 3 年間で国から当該活動組織分として総額、854 万 2,894 円の交付を受けた交付金のうち、870 万 5,395 円を横領し、かつ不適切な事務処理により 141 万 1,800 円の未払い金の発生を確認しております。

このような行為は、公務員として、いや善良な人間としてあってはならない重大な行為で、言語道断きわまりないもので、古平町の名前を著しく汚し、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけして、まことに遺憾に思っており、大変申しわけなく、心から深くおわびを申し上げる次第であります。しかるに、法令等に従う義務を規定する地方公務員法第 2 条及び信用失墜行為の禁止を規定する同法第 3 条の規定に違反するとして、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定によって懲戒処分を行い、同 16 日付で免職処分の発令を行ったところであります。当人からは 10 日に横領した分の金額と未払い金についての弁済があり、町の口座に保管いたしておりますが、昨日申しあげましたように水産庁から道の協議会への返還命令は平成 29 年度になるということで、町としては現在道町村会の法務支援室に今後の対応についてのご教示を仰いでいるところであります。したがいまして、これらの件に対し私ども管理監督する立場として道義的な責任を痛感し、町長、副町長ともに 3 月と 4 月の 2 月分の給料月額を町長にあつては 30 %、副町長にあつては 20 %、それぞれ減額することとするための本条例の制定でありますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今後二度とこのようなことのないよう、職員には即訓示を行っており、万全を期してまいる所存でありますので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 17 号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案。

特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 8 日提出、古平町長、本間順司。

次のページをごらんください。特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例。

第 1 条、平成 29 年 3 月分及び同年 4 月分における、町長の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年古平町条例第 1 の 2 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条の規定による額から当該額に 100 分の 30 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第2条、平成29年3月分及び同年4月分における、副町長の給料月額、特別職給与条例第3条の規定による額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附則、1号、この条例は、公布の日から施行する。

2号、この条例は、平成29年4月30日に限り、その効力を失う。

以上でございますので、よろしくご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第18号 建物の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第8号 建物の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、旧北海信用金庫古平支店の土地と建物の取得のための財産の取得でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、建物の所在地、古平郡古平町大字新地町1番地4。2、建物の構造、鉄筋コンクリート造2階建て。3、延べ床面積、361.29平方メートル。4、契約の相手方、北海信用金庫代表理事、茂野晃示。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 18 号 建物の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 19 号

○議長(逢見輝統君) 日程第 14、議案第 19 号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました議案第 19 号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

本件は、平成 25 年度、旧古平高校を改修整備した古平町高齢者複合施設の高齢者住宅部門の管理に関し、指定管理者制度を活用し、平成 26 年 4 月から社会福祉法人古平福祉会を指定管理者として指定し、運営したところでありますが、当該指定管理期間が本年 3 月 31 日をもって満了となることから、平成 29 年 4 月以降の指定管理者として引き続き社会福祉法人古平福祉会を指定するものであります。

平成 26 年 4 月から本施設の指定管理者として管理運営している社会福祉法人古平福祉会は、本施設の設定目的を理解し、当該法人が有するノウハウを最大限活用し、当該施設の管理運営を全うしようとしているところであることから、指定管理期間を 5 年間に延長し、本年 12 月 31 日に平成 29 年 4 月以降の指定管理者候補として指名通知を行いました。2 月 6 日、社会福祉法人古平福祉会より指定管理者候補者として古平町公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく指定管理者指定申請書一式の送達があり、2 月 7 日に選定委員会へ諮問したところ、2 月 9 日に選定委員会が開催され同日付で答申がありました。

ここで選定委員会の審査内容並びに審査結果について説明資料を用いて説明いたしますので、説明資料の 12 ページ、13 ページをお開きください。12 ページのほうで 1、指定管理者候補者の住所、氏名、古平郡古平町大字歌棄町 244 番地、社会福祉法人古平福祉会理事長、木村輔宏、申請期間、平成 29 年 1 月 20 日から平成 29 年 2 月 9 日まで。選定委員会、開催日時、平成 29 年 2 月 9 日。失礼いたしました。訂正をお願いします。午後 9 時となっておりますが、午前 9 時 3 分から午前 11 時 5 分まで、選定委員、委員長、副町長、田口博久、委員、財政課長、三浦史洋、保健福祉課長、佐藤昌紀。4、審査方法、1 つ目として形式審査、申請書類の審査でございます。2 つ目として評価審査、申請書類に記された内容についての評価審査、審査の選定基準、審査項目に従い、要件を満たしているかについて評価しました。13 ページ目にその審査項目別評価書を載せてございます。ごらんとおり、選定基準、審査項目に従ってそれぞれ審査した結果、全てにおいて適正という評価をしてございます。2 ページに戻っていただきまして、5 番目、候補者選定結果、古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の候補者について、古平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条に規定する選定基準に基づく具体的な審査項目等に沿って業務計画書や収支計画書等の関係書類を審査した結果、要

件を満たしており、安心、安全な施設管理と利用者のニーズに合った事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適当であると評価いたしますという答申がございました。選定委員会の審査結果のとおり、社会福祉法人古平福祉会は本施設の設置目的を十分に理解し、当該法人が有するノウハウを最大限活用し、当該施設の管理運営を全うしようとしていることから、引き続き指定管理者として指定するものであります。

それでは、67 ページの議案を読み上げたいと思います。議案第9号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 8 日提出、古平町長、本間順司。

記として、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）。2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、古平町大字歌棄~~241~~番地、（2）、法人名、社会福祉法人古平福祉会、（3）、代表者職氏名、理事長、木村輔宏。3、指定の期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） 3番目の指定期間なのですけれども、普通であれば大体3年くらいであれしているのですけれども、5年にしたという何か特殊な理由というのがあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 指定管理者制度始まったころは、3年というのが一般的でした。その後指定管理者制度というのが全国的に展開されていく中で、近年5年というのが一般的になってきております。昨年ご決定賜りました診療所の指定管理についても5年間にしております。今回このほほえみくらすの指定管理期間については、安定した運営でこの3年間ほぼ終えようとしているという中で、次も安定した管理というものが期待できるだろうということで5年間に延長したものであります。

○8番（高野俊和君） 全然文句ないのですけれども、高齢者住宅、今議員から質問あったように3年から5年になっています。それで、指定管理料というのは毎年変わるものだと思いますけれども、3年から今回契約が5年になったということで、指定管理料というのが動くというか、影響というものはあるものなのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的には単年度の指定管理料53万という形で考えさせていただいております。これは、26年、27年の実施の状況から、およそ管理人の人件費プラス管理人が休暇等休む間の代替の職員等々の総体の人件費、これぐらいあると何とか法人も管理できますということでやっております。これを5年間分、午前中の予算で債務負担行為として議決いただいたところであります。ただ収入の大幅な減少、それから予期しない支出等があった場合にはこの動きというのでも出てくるのかなと思いますが、基本的には当町が指定管理料としている部分についてはあくまでも管理人を常駐させてもらうということの人件費相当額を指定管理料としておりますので、基本は動かない。ただ、先ほど説明した大幅な収入減少だったりとか、突拍子もない支出だとか、そういうものについてはその

都度協議しながら、いい方法を協議して見つけていって、場合によっては補正予算等の議決をいただくケースも出てくるかもしれません。それはちょっとわからないです。

○8番（高野俊和君） 毎年管理料、今年度も453万ですけれども、ほぼ同じ金額なのは調べてわかるのですけれども、ほとんどの指定料がほほえみくらすにいる管理人さんの給料その他だと思いますけれども、私ちょっと思ったのは、ほほえみくらすも入っている人の収入によってその金額が決まるわけですから、簡単に言えば収入の少ない人が多く入った場合には指定管理料なんかもその中で変わってくる可能性があるのかなというふうに思ってちょっと質問したのですけれども、そういうこともあり得るということではありますね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 平成26年、最初に始めた当時、今回もそうなのですが、収入については古平町民の高齢者の一般的な階層区分の比重に合わせて、入居者も同じような比重で入るだろうという想定での収入額を示しています。それと大きく乖離が出た場合には、これは協議事項だと思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第15 議案第20号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第20号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第20号 古平町過疎地域自立促進市町村計

画の変更について提案の理由をご説明いたします。

本件は、平成28年度から平成32年度を計画期間とする古平町過疎地域自立促進市町村計画の内容の変更につきまして、去る2月8日付で北海道と協議が終了しましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の計画変更には議会の議決を必要とするという規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます

それでは、議案の70ページからと説明資料の14ページをお開きください。私の説明は説明資料を用いて行いますので、説明資料をごらんください。説明資料の左側の変更後の欄をごらんください。今回の変更は、計画に4つの事業を追加するものでございますが、追加する事業に下線を引いておりますサケ稚魚海中育成生簀網購入事業、高齢者福祉施設スプリンクラー設置事業、町立診療所スプリンクラー設置事業及び町立診療所医師住宅建設事業の4事業を追加してございます。それぞれの事業につきましては、平成28年第4回定例会において補正予算計上の際にご説明しておりますが、改めて概要をご説明いたします。サケ稚魚海中育成生簀網購入事業は、サケ稚魚を漁港内で放流適期まで育成するための生けす網購入に対して漁協に補助金を出す事業であります。高齢者福祉施設スプリンクラー設置事業は、元気プラザの入居者が居住する部分、つまり生活支援ハウスにスプリンクラーを設置し、万が一の事態が発生しても入居者の避難時間を確保し、安全対策を図るための事業でございます。町立診療所スプリンクラー設置事業は、今ご説明した高齢者福祉施設スプリンクラー設置事業と同様に、患者さんの安全確保を図るための事業でございます。町立診療所医師住宅建設事業は、先日の22日開催の議会全員協議会で説明したとおり、海のまちクリニックの医師が居住するための住宅を建設する事業でございます。これらの事業を過疎計画に登載することによりまして、その財源として過疎対策事業債、いわゆる過疎債を借ることが可能となります。過疎債は、ご承知のとおり起債償還時に返済額の70%が普通交付税で措置される大変有利な起債、借金でございます。

以上のようなことから過疎計画に登載したいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第20号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第21号

○議長（逢見輝続君） 日程第 16、議案第 21 号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第 21 号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案の理由をご説明いたします。

本件は、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき後志広域連合規約を変更することについて関係町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更の内容につきましては、計画期間を平成 29 年度から 33 年度までとする第 3 次後志広域連合計画の検討において広域化の調査研究に関する事務の見直しを行ったため、規約に規定しております広域連合の処理する事務及び広域連合が作成する広域計画の項目について規約変更を行うものであります。

それでは、議案の 80 ページ及び説明資料の 16 ページをお開きください。私の説明は説明資料を用いて行いますので、説明資料をごらんください。それでは、説明資料の変更前の欄をごらんください。規約第 4 条には広域連合の処理する事務が規定されており、その第 5 号には広域化の調査研究事務としてア、北海道からの事務権限の移譲に関することからキのその他広域にわたる重要な課題で第 5 条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関することまでが定められております。このうち、イの消防事務に関すること、ウのし尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること、エの火葬場の設置、管理及び運営に関すること、オの学校給食センターに関すること、カの教育委員会に関することについて当面広域化が困難であると判断され、そのため削除するものでございます。消防やし尿など現在の一部事務組合に関するものについては、広域連合に未加入の 3 町村、そこの関係、それら以外の事務につきましてはさまざまな理由がありますが、広域化をしても効率性が小さいなどの理由から広域化が困難であると判断されたものであります。

続きまして、規約第 5 条には広域連合が作成する広域計画の項目が規定されておりますが、同様の理由で第 5 号のイ、消防事務に関することからカ、教育委員会に関することまでを削除するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 21 号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出されました条例案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました広報編集常任委員会の委員の選任については、古平町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長より指名いたします。

広報編集常任委員会委員に堀議員、寶福議員、池田議員、山口議員の4名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、広報編集常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩中に広報編集常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。休憩中に広報編集常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、そ

の結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に堀清君、副委員長に池田範彦君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◎日程第18 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択をもとめる請願（陳情）を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択をもとめる請願（陳情）は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、陳情第2号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択をもとめる請願（陳情）を議題といたします。

陳情第2号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第2号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択をもとめる請願（陳情）は採択することに決定いたしました。

◎日程第20 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、陳情第3号 自衛隊部隊の安全確保のため南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 自衛隊部隊の安全確保のため南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第21 陳情第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第21、陳情第4号 「共謀罪」の国会提出に反対する意見書（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「共謀罪」の国会提出に反対する意見書（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第22 陳情第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第22、陳情第5号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）採択を求める陳情書を議題とします。

陳情第5号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

議事日程の都合により、明日10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、明日10日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時30分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員